

実践報告

## PTA 活性化のための提言

望 月 由 孝

立正大学非常勤講師

### Proposal for Strengthening PTA

Yoshitaka MOCHIZUKI

Part-time Lecturer, Rissho University

#### 要旨

最近マスメディアなどで「PTA 問題」が頻繁に取り上げられるようになったが、そこで議論の対象になっている事柄は、「PTA は任意加入なのに全員加入のような状態でおかしい」とか、「PTA の意義がわからない」、「PTA の役員を無理やり押し付けられた」などとすべてが親側から見たものばかりである。しかし PTA なのだから、P 側の意見だけでなく T の立場からの考察がなければその議論は説得力を持たないであろう。

本論考では「PTA はどのような経緯で設立されたのか」、「PTA は本当に必要なのか」、「PTA の現代的意義はどこにあるのか」などについて考察を進めたい。また筆者は1974年から41年間千葉県立高校の社会科教師として勤務したが、1993年からは立正大学で教職科目担当の非常勤講師として兼務してきた。大学では20年ほど前から特別活動の講義も担当してきた。その中で「PTA 活動」の授業を展開し、その成立経過や意義、問題点などを受講生たちに話してきたが、その講義のレジュメや受講生の感想なども参考に供したい。

#### はじめに

2016年3月、政府の「1億総活躍国民会議」の席で、タレントの菊地桃子氏が「PTA は任意加入なのに全員参加の雰囲気がある」という趣旨の発言をして、それがネット上で共感を得たことがあった<sup>(1)</sup>。確かにその発言は形式的には正論に聞こえるが、学校運営や教育的見地、保護者の子どもに対する教育権の立場からは残念ながら正論とは言えない。

最近マスメディアなどで「PTA 問題」が頻繁に取り上げられるようになったが、そこで議論の対象になっている事柄は、「PTA は任意加入なのに全員加入のような状態でおかしい」とか、「PTA の意義がわからない」、「PTA の役員を無理やり押し付けられた」などと、すべてが親（以下 P）側から見たものばかりである。しかし PTA（Parent Teacher Association）なのだから、P 側の意見だけでなく教員（以下 T）の立場からの考察がなければその議論は説得力を持たないであろう。

たとえば「PTA は任意加入」を徹底すれば、「PTA の役員（仕事）をしたくない」P だけでなく、「PTA は煩わしい」と思っている T（恐らく80%以上）が大量に脱退するだろう。現在でも「部活動や生徒指導、教材研究で忙しい」、「休日の活動は手当や代休の対象にならない」、「出世の材料にならない」、「P の意見など聞く必要がない」ということで、一部の自覚した T しか PTA 活動をしていない。P と T の大量脱退の結果、PTA は崩壊し、PTA 全体会だけでなく、学年、学級 PTA もなくなり、残るのは担任と親との個人面接だけとなる。また PTA 予算から毎年、かなりの額が部活動費や行事（体育祭、文化祭、合唱祭など）費などの名目で支出

されているが、PTA 予算が縮小したり<sup>(2)</sup>ゼロになったとき、貧弱な公的教育予算だけで子どもたちの学習権や保護者の教育権が守られるのだろうか。実際に東京都杉並区の和田中学校では、民間企業から抜擢された個性の強いF校長が、2008年、他の教職員の意向を無視してPTAを廃止したが、はたしてそれでより良い学校運営ができたのであろうか。F校長は、彼の独断的な学校運営に反対する教員を強制異動させていたが、PやTからだけでなく、和田中学校の生徒たちからも「かなり厳しい批判が出ていた」と、筆者が担当していた講義の受講生（和田中学校卒業生）から直接聴いている。

また「PTAの存在理由がわからない」という意見もあるが、私立学校（まれには公立でも）ではPTAが存在しないところもある。しかしそこにも「保護者会」とか「後援会」「学校援助会」などと名称は様々だが何らかの保護者の団体が存在する。もっともそれらの学校ではPとTが対等に話し合いをするのではなく、学校側のPへの一方的な説明の場であったり、Pが学校に資金援助をしている場合が多い。

このあと「PTAはどのような経緯で設立されたのか」、「PTAは本当に必要なのか」、「PTAの現代的意義はどこにあるのか」などについて考察を進めたい。ちなみに筆者は高校教師としてT側のPTA役員を約20年、1人の親としてP側の役員を4年、また大学の教職課程の講義（特別活動の研究）の中で長年「PTA活動」の授業実践をしてきた経験があり、多少なりともPTAの意義や現状、問題点、改善点などを示すことができるのではないかと自負している。

## I PTAの意義

PTAは戦後の米国占領教育政策の一つで、戦前日本の学校で行われていた国家主義、軍国主義、天皇忠誠教育を払拭させ、Pの意見を積極的に学校運営に取り入れるために米国の指導を踏まえて文部省がその設立を奨励したものであるが、現代的意義としては以下のことが考えられている。自分の子どもの教育権は本来保護者に属するのだが、その専門性や設備、費用などの面から公的機関としての学校や教職員に委任されたものである。しかし保護者は教育のすべてを行政や学校側に白紙委任したわけではない。「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。」（教育基本法第1条）のであり、学校はC（子ども）とP（保護者）、T（教職員）の三者が協力して作り上げていくものである。PTAは日本の学校で保護者が学校教育や教職員の教育活動に対して、意見や不満を述べることができる唯一の場であり、そういう場が保障されることは、間接的にモンスターペアレント対策にもなっている。

## II 法令の規定

PTAに関する法令の規定はなく、あくまでもPとTの私的団体扱いとなっている。そのためPTA総会の開催日をいつにするか、役員会をいつ開くか、教職員の勤務形態をどうするかなどで学校側も頭を痛めている。学校が6日制のときは土曜日も午前中授業を行っていたので、PTA総会や役員会を土曜日の午後で開催できたため、Tも「土曜日の午後くらいならボラン

ティア精神でPTA活動をしていいか」と結構PTA活動に参加する人が存在した。ところが公立学校では土曜日が休みになったため、活動日をいつにするかでもめることになる。土曜日に部活動の指導でもあれば、そのついでに活動できるのだが、部活動に熱心な教員はPTA活動に無関心なものが多く、休日に役員会を開催するとPTAのT側役員はわざわざ学校に出勤しなければならない。休日出勤は校長、教頭、事務長は管理職手当が出ているので問題は少ないのだが、平教員はまさに手弁当、サービス残業となる。そしてPTA活動は法定外の業務なので代休措置もないし、出世の材料にもならないので、PTAの意義を理解している教員しか活動しないことになる。結局役員定例会は月に1回、開催日は土曜日の午後と平日の夕方を交互に開催することで折り合いをつけている学校が存在する。

### Ⅲ PTAの活動内容と問題点

それでは現在の学校ではPTAはどのような活動をしているのであろうか。もちろん小学校、中学校、高校で、また私立か公立か、そしてどのような伝統があるかで活動内容は異なるが、一般的には教育に関する話し合いのほか、各種振興費用（会員研修、教員研修、部活動費用援助、教育機材購入、エアコン設置費用等々）負担、講演会、親睦会などの活動のほか、学校行事（文化祭や体育祭、球技祭、合唱祭など）に参加することもある。小学校では登下校指導や地域の巡回、ベルマーク貼りなどがあり、中学校では地域や盛り場などの巡回、いじめ対策などがあるだろうし、高校では学校運営や教育内容などに関心が注がれる学校もある。そしてP側役員から寄せられる不満の多くは、「PTAが学校の下請け機関と化しPはその手足としてただ働きさせられている」という被害者意識である。登下校指導など子どもの安全にかかわることはP全員で分担すべき事なのであまり不満は聞かないのだが、役員だけの地域清掃や学校行事などのお茶くみや雑用などは多くの不満が寄せられているので、ただちに廃止すべきである。ベルマーク貼りに関しても「労多くして実りが少ない」と不評なので、これも廃止の方向ですすめるべきであろう。

研修会（講演会）に関しては、Pたちが真摯に希望して計画したものに関してはとても充実感を得ているが、「何かやらなければいけない」と義務感に襲われたり、せっかく企画した内容を管理職（校長や教頭・副校長）の一存で反故にされたりすると、P側役員たちの不満は高まり翌年度以降の役員の成り手は激減する。

筆者が勤務していたある千葉県立高校で、Pたちが「平和に関する関心を深めたい」という意図で、「元陸軍兵士の戦争体験を聞く講演会」の開催を決定し、講演者の都合を踏まえて講演会を企画したが、それに対して右翼団体に所属している1教員が、「講演者の過去の言動に問題がある」と校長に抗議したところ、校長は独断でその講演会を中止させたことがあった。Pたちはあきれ返り校長に翻意を求めたが、校長は「何か問題が起きるとまずいので中止する」と取り合わなかった。何か具体的な問題点や危険性があれば中止もやむを得ないと思うが、1人の教員の意見だけでPTA役員会で決定された企画を中止することは許されないだろう。その年のPTA役員たちは急速にPTA活動に意欲を失い校長に対する不信感も絶頂に達し、翌年

度以降のPTA活動が不円滑となった。

ある年、筆者は3学年の担任と学年主任を兼務していたが、PTA 3学年役員が中心となり研修会を兼ねた親睦バスツアーが計画された。内容はバス1台を借りきり学校の最寄駅からバスに乗り、国会議事堂（参議院議場見学）、靖国神社（ちょうど小泉首相の靖国参拝問題があった）、明治大学刑事・考古学両博物館見学が盛り込まれた。筆者も社会科教師ということで行きのバスの中で、見学場所の説明と講義をすることを要望されたので快諾した。保護者の参加者を50人募集したところ、定員をはるかに超える応募者が出てしまい抽選せざるをえなくなったが、実際の研修・親睦会はとても好評で、多くの参加者が「来年も是非参加したい」と感想を述べていた。ただの親睦会ではこれほどの応募者はいなかったであろう。

また文化祭などでは、保護者たちが無料の喫茶室を設けたり、飲食店を開いたり、バザーや芸術作品展などを開催する学校が多いようだ。合唱祭などで「ママさんコーラス」をやることもあるようで、小学校の運動会などでは「親子リレー」や「ママさんダンス」などを披露することもあるが、それらが自発的である限り保護者たちは充実した1日を過ごしている。

P側役員たちの不満でかなりウエイトを占める事柄に、PTA 広報紙の編集問題がある。保護者にとって何か原稿を書くということは結構大変なことである。原稿書きが得意な人もまれにはいるが、やはり多くのPにとってそれは大きな負担であり、広報係の希望者は少ないのが現状である。何回も推敲を重ね会員同士で知恵を出しあって原稿を書いたり、他人に原稿を依頼したりする労力は大変なものがある。ところが期限ぎりぎりにせっかく仕上げた広報紙の原稿が、「管理職の意向に沿わない」という理由で却下されることがある。PTAはPとTの私的団体だが、学校の広報紙ではない。だからPの意見と管理職などT側の意向とが齟齬する場合もあるはずである。それに対して管理職の独断で、Pたちが作成した原稿を没にすることは避けるべきである。その原稿が公序良俗に反したり、他人を誹謗中傷する内容ならいざしらず、管理職側の意向に反するという理由だけで検閲・却下することは厳に慎まなければいけない。筆者の勤務校でもそのような横暴な管理職がいたが、その後、校長とP側役員との間には、校長が退職するまで冷たい風が吹いていた。

#### IV 入会形式

PTAはPとTの任意団体なので本来的には入退会は自由なはずである。しかしそのことを規約に掲げるところは少なく、PだけでなくTも当然のように全員加入だと思っている場合が多く、それに異議を唱える人は最近までほとんどいなかった。ところが近年、専業主婦が激減したため、PTA 役員の成り手が減少し誰にでも役員のポストが割り振られるようになった。Pたちは役員を誰かがやってくれている限りは、クラス懇談会や総会に行くだけなので、特にPTAの存在に対して疑問を持つことはなかった。ところがいざ自分が役員をやるとなると、役員会に出席したり、広報や研修、下手をすると執行部としての係が割り当てられるので、自分の貴重な時間を割かれるだけでなく無償で活動しなければならなくなる。正職員でも有給休暇を取得しにくいご時世で、ましてや非正規職員の保護者は「仕事を休んでまで（その時間分収入が

減少する) PTA の仕事なんかしたくない」というのが人情であろう。専業主婦でも身内に要介護者がいたり、趣味などに没頭している方も PTA 役員などやりたくはないだろう。結局、どこの PTA でも毎年、4 月当初には役員決めで頭を痛めることになる。そこで近年声高に主張されるようになったのが、「PTA は本来任意加入のはずだから私は加入しないし、会員でないのでから役員をやる必要はない」ということである。そしてそれらを主張する人は、PTA の必要性や意義を深く考察しているわけではなく、突き詰めていくと結局は「役員なんかやりたくない」、「何しろ面倒なことはやりたくない」ということだ。それが証拠に彼らも PTA クラス懇談会には出席するし、PTA の予算で部活動費用を賄ったり、各種援助費の恩恵は当然のように受けようとする<sup>(5)</sup>。要するに「権利は主張するが義務は果たしたくない」というのが本音である（もっとも役員をやることは義務ではなく権利なのだが、一般の保護者は「無理やりやられる苦役」と勘違いしている）。もちろん公立学校での諸費用は全額公費で賄うのが筋なのだが、周知の通り日本の教育予算は先進国では最下位の現状だから、PTA 予算からかなりの金額が学校運営費に充てられており、もし PTA 会員が減少すれば教育活動は停滞するであろう。もっとも PTA ではなく、私立学校のように「学校援助会」と改変し、単にお金を援助する機関にすれば問題は解消されるのだが、果たして公立学校でそれが許されるかどうかは疑問である。結論としては、やはり PTA は全員加入制として、役員の選出や活動日・活動内容を精選刷新することで問題点を解決することが望ましい。

## V クラス役員の選出

4 月当初、クラス担任が 1 番頭を痛めることは PTA クラス役員の選出である。特に新任で初めて 1 年生の担任を持つ教員は、保護者にどのように役員依頼をすればいいのかそのノウハウがないので途方にくれることになる。PTA 活動がしっかりしている学校では、執行部が各クラスに 2 人ほど役員を派遣して、彼らが主導してクラス役員を選出してくれるので担任は非常に助かる。しかしそれでもそのクラスの P 全員が PTA 活動に消極的だと時間内に役員を決められず、そのクラスだけ未決定で 1 学年 PTA が発足することもある。2、3 学年では PTA 役員の応援がないので、不慣れな担任のクラスではなかなかクラス役員が決まらない。

それではなぜ保護者たちはクラス役員を忌避するのであろうか。最大の理由は「なぜ私が役員をやらなければいけないのか」という被害者意識である。忌避する人は「私は仕事や介護で忙しいので暇な人がやるべきだ」という信念がある。しかし現実には専業主婦として暇を持て余しているから役員をやる人は皆無で、筆者の経験では仕事や介護などで忙しい人でも、「PTA 活動の重要性と必要性」を理解している会員はできる範囲で役員を担っている。特に男性の場合、自営業者だけでなく一般のサラリーマン（銀行員）が会長職に就いたこともある。筆者も自分の子どもが小・中学生の時、P 側の役員をしたことがあったが、同時に筆者の職場の T 側役員も兼務していた。私の研究会仲間の高校教師は、娘の高校の PTA 会長をやっていた。本当に自分の子どもの教育のことを考えたら、「忙しいから役員はできない」とは言えないはずで、それは男性も女性も同じである。まさに「自分のできる範囲」で PTA 活動をすべきであ

ろう。PTA 活動は「義務」ではなく「権利」なのだから。

P たちが役員を忌避する 2 番目の理由は「PTA は学校や先生たちの下働きをさせられるところ」であり、「PTA が P 側の意見や考え、あるいは学校への不満を組みあげる場となっていない」ことである。P の意見を表明できる場は、日本では PTA しかないのだから、学校側は P の意見を表明できる場をきちんと設けるべきである。筆者が PTA 担当責任者（学校側の PTA 責任者は、小・中学校では教頭・副校長が担当しているが、高校では平教員の総務部長等が担当している）のとき、入学式後の PTA 入会式の挨拶で、「本校の PTA は今まで皆さんが経験してきた PTA とは違います。本校の PTA は学校の下請け機関ではなく、草取りとかお茶くみなどはさせません。PTA は保護者が学校の教育活動に関して意見を述べたり、学校や教職員に不満があるときにはそれをきちんと表明できる場です。学校は子どもと保護者、教職員の三者が協力して創り上げていくものです。PTA 役員になれば教職員との接触も多くなり、学校に何回も足を運べば、自分の子どもの教育環境を知る機会も増えます。是非多くの皆さんが積極的に役員となって、われわれ教職員と知恵を出し合い、子どもたちのためによりよい学校を創り上げていこうではありませんか」という趣旨の発言をしたが、「小・中学校の経験から PTA 役員は絶対やりたくないと思っていましたが、望月先生の話に感動しました。この学校では役員を引き受けてもいいと思いました」と、多数の保護者が 3 年間 PTA 役員を引き受けてくれた。また筆者は 6 年間、学年主任をやったが、1 学年主任の時、やはり PTA 入会式で同じような挨拶をしたところ、2 周りとも 10 数名の保護者が 3 年間役員を引き受けてくれ、ある年は学年執行部の立候補者が殺到しその調整に苦労したこともあった。そして卒業式の後の懇親会の席で、多くの役員が「本校の PTA は今までの学校の PTA とは異なり、本当に楽しくて充実していました」と謝辞を述べてくれ、卒業後も OB、OG ということで学校に協力をしてくれた。

## VI 執行部の選出

クラス役員だけでなく執行部の選出もなかなか大変である。普通の学校では、1 人の会長と 2 人の副会長が選出され（小・中学校では各学年 1 名副会長が選任されることもある）、副会長の 1 人には校長が就任することが多い。会長と副会長の選出は、会員による選挙、執行部推薦委員会による推薦などがあるが、学校側による根回しも多い。千葉県のある県立高校の会長選出選挙では、校長派と自主自律派の候補者による激しい戦いがあった。また筆者の高校では、ある会員が「会長候補には推薦状に自主自律派の A さんの名前を書いて提出しましょう」とクラス連絡網で流したところ、「それは違法な勧誘にあたる」と校長が判定し、そのクラスの自主自律派の A さんの得票を無効にしたことがあった。その結果、校長主導による推薦委員会では「会員による違法な勧誘がおこなわれたのだから A さんは会長としてふさわしくない」と一方的に判断し、校長派の B さんだけが会長候補として PTA 総会に提案され承認された。やはり校長としては、自分の言いなりになる会長を選んでおきたかったのであろう。その PTA は急速に活動が不活発となり、クラス役員の成り手も激減した。やはり過度な校長による PTA 支配は慎むべきであろう。

また PTA 会長職は名誉職でもあるので、政治的に利用する人間もいる。筆者の経験でも小学校 PTA 会長を経験した女性が、その後、区議会議員、都議会議員となったことがある。その女性は挨拶や演説などもとても上手で行動力もあり、議員としての素質を十分に備えていたが、その後、所属政党の退潮で落選してしまった。筆者の勤務校でも、副会長の男性が会長職を熱望していたが、彼はそれを梃子として市議会議員になる野望を抱いていたようだ。しかし学校行事に介入してきたり、会議での発言が横柄だったので、T側役員だけでなくP側役員たちも愛想を尽かし、次年度は会長どころか執行部役員にも推薦されず彼の野望は潰え去ったことがあった。

ちなみに PTA の T 側の役員として、管理職の校長（多くは副会長職に就任）、教頭（副校長）、事務長（会計担当）の他、学年主任 3 人と、各部部长数名が自動的に校内理事として就任することが多い。建前としては理事全員が PTA 役員会に出席することにはなっているのだが、管理職と PTA 責任者（教頭・副校長、総務部長など）以外は余り出席率がよくないのが現状である。

## Ⅶ 教職員側の問題点

多くの T が「PTA はなんとなく面倒くさい。PTA は P が学校に文句をつけてくる場だ」と勘違いしている。ほとんどの T が「部活動や生徒指導、教材研究で忙しい」と PTA 総会に出席せず、ましてや土日の活動は手当や代休の対象にはならず、出世の材料にもならないので、一部の自覚した校内理事の T しか出席しない。「ばかばかしい PTA なんかにしてしまえ。俺も家内（学校事務職員）も職場の PTA なんかに 1 度も出たことがないし、俺の子どもの PTA にも出席したことがない」と放言した 50 代の高校体育科教員がいた。しかしこの T が特異なのではなく、これと同じような考えを持っている T は決して少なくない。それが証拠に PTA 総会に出席する T は少数である。その理由は、どんなに熱心に PTA 活動をして、評価してくれるのは PTA 執行部役員からだけで、管理職に出世できるわけでもなく、給料が増えるわけでもない。土日に出勤しても、手当は 1 円も出ず、代休をもらえるわけでもなく、事故が起きても下手すると公務災害の補償も得られない。PTA 活動は平教員にとって正に手弁当、ボランティア活動である。PTA 活動は T にとっては校務であり公務なのだから、せめて代休の措置を取るべきで、当然公務災害の補償対象にすべきである。

## Ⅷ これからの PTA のありかた

本来は日本にも欧米諸国にあるような学校教育の最高決定機関である「学校評議会」の設置が望ましく、子どもを含めた PTCA（C は Children）となるのが理想である。しかし日本では行政側にそのような意向が全くない<sup>(6)</sup>ので、その前段階として生徒や保護者の意見や提案を提出できる場として、「三者会議」（生徒・保護者・教職員による話し合いの場）の設置が望まれる。三者会議は 1995 年に埼玉県越谷市立栄進中学校で初めて設立され、翌年には千葉県立小金高校に設置され、その後、長野県の高校や中学校などに広まったものである。その三者会議でも

PTA の存在はとても大きな役割をはたしているが、PTA は現在の学校で保護者の意見を反映できる唯一の場であることを再確認すべきであろう。最近モンスターペアレント問題がどこの学校でも頭痛の種だが、PTA が充実していたり三者会議が有効に機能している学校では、モンスターペアレントの問題がほとんど起きていないという事実を認識すべきである。学校は生徒、保護者、教職員の三者で創り上げていくもので、そういう意味でPTA は必要で重要な機関であることを再確認し、全員参加でより良い学校創りを目指すべきである。

2008年に民間出身校長第1号のFが東京都杉並区立和田中学校で、「PTA などいらない」とPTA を一方的に廃止してしまったが<sup>(7)</sup>、彼は「教育学や教育行政学、教育法学などの蓄積や、長年果たしてきた学校やPTA の役割をまったく学ぶことをせず、ただ独断と偏見で学校運営をした」と断定せざるを得ない。

筆者は立正大学で長年教職科目を担当し、「特別活動の研究」という講義の中で、「PTA 活動」を取り上げ、大学生たちに「PTA の意義と役割」について講義してきたが、受講生たちのほとんど全員が「PTA がこれほど重要で意義深いということを初めて知りました。」と感想を述べてくる。是非、多くの学校で「PTA の意義と必要性」の研修会を開いて、全員参加のPTA の下でより良い学校創りを目指していただきたい。

## 注

- (1) 朝日新聞 2016.4.27
- (2) 筆者が勤務していた高校で、1学年8クラスが7クラスに削減されたことがあったが、3年後には会員が120名減少し、PTA 予算が120万円ほど減額したことがあったが、PTA 活動に非常に支障をきたした。
- (3) 多くの学校のPTA は「部活動振興費」という名目で、かなり多額の予算を支出している。また「生徒会費」という名目で保護者から多額の費用を徴収して、そこから多額の「部活動援助費」を支出しているが、部活動に参加していない生徒、あるいは同好会（多くは予算が配分されない）に所属している生徒たちは、「部活動援助費」の恩恵を全く受けていない。「PTA は任意団体なのだから、不参加者は会費を納める必要はない」と主張するならば、「部活動参加は任意なのだから、部活動に参加しない生徒、あるいは同好会にしか参加していない生徒の保護者は、生徒会費は支払う必要がない」と主張しなければ整合性がとれないだろう。そして部活動に参加している生徒の保護者でも、「どうして野球部や吹奏楽部は何十万円も予算が配分されるのに、うちの子どもの部活動は1万円しか配分されないのか」という不満も出てきて、収拾がつかなくなるであろう。
- (4) 筆者の勤務していた高校で合唱祭が市民会館で盛大に行われていたが、会場が狭いため3年生の保護者しか出席できなかったのも、保護者の強い要望でPTA が特別予算を計上して大きな会場に変更したことがあった。こういう予算は県費からは1円も支出されないのも、すべてPTA の予算で賄わなければいけないのだが、全員加入制のPTA 予算だから迅速に支出できたが、そうでなければ保護者全員からその都度承諾を受けて費用を徴収しなければならなかったであろう。否、PTA が任意加入の場合、誰がその発起人になるのであろう。
- (5) 「PTA の予算でイベントをしたり子どもたちにプレゼントするときは、差別が起きないように



未加入の子どもにも加入者の子どもと同じ待遇をするべきだ」という意見があるが余り賛成できない。「子どもの人権を守るため」という大義名分なのだが、加入率が5割を割った時のことを考えれば、その意見は説得力を持たない。「加入者はお金を出して、時間と労力を出し合って子どもたちのよりよい教育を考えているのに、どうしてPTA活動の権利を放棄している者のために貴重な出費をしなければいけないのか」と言う意見を無視することはできないだろう。「子どもには罪がない」というけれど、「罪」と思うならば、権利は放棄しないでPTAに参加すべきであろう。もしも「自由参加」を徹底するならば、PTAのイベントや子ども個人へのプレゼントなどはすべて廃止すべきだが、それを徹底する学校は、実に無味乾燥でつまらない学校となるであろう。そういう意味でも、生徒会費と同じように、すべての保護者からPTA会費を徴収することが望ましい。

(6) 日本にも「地方教育行政法47条の5」に「学校運営協議会」（コミュニティースクール）の規定があるが、そこでは保護者は意見を述べるだけで決定権はなく、ほとんど普及していない。

(7) 毎日新聞 2008.3.23

### 【参考】筆者の特別活動での講義

筆者は1974年から千葉県立高校で社会科教師として勤務してきたが、1993年からは立正大学で教職科目担当の非常勤講師として兼務してきた。現在は高校の方は退職したが、立正大学では20年ほど前から特別活動の講義も担当してきた。その中で毎年1時間、「PTA活動」の授業を展開し、その成立経過や意義、問題点などを受講生たち話してきたが、ほとんどすべての受講生が「PTAの意義を初めて知りました」、「PTAがこんなに重要で学校現場で役立っているとは知りませんでした」、「教師になったらPTA活動を積極的に担いたいし、教師になれなくても、1人の親としてPTA活動をやりたいと思います」と感想を述べてくる。

以下に筆者のPTAに関する講義レジュメを参考のために例示する。

### 【PTA】

#### 1. PTAの意義

(1) 中学、高校時代にPTAがあったか

(2) どのような活動をしていたか

(3) PTAの意義

○子どもの教育は、保護者と教職員が協力して行うもの

○保護者と教職員は本来対等なもの

○学校で行われるあらゆる事項に関して、両者は対等に話し合いをするもの

#### 2. 法令の規定

(1) 法令には規定がない（保護者と教職員の私的団体扱い）

(2) 学校にPTAは必要か否か

#### 3. 何をやっているのか

(1) 学校運営に関する事項

(2) 教育内容に関しての話し合い

- (3) 各種振興費用負担（教員研修、部活動援助、会員研修、教育機材援助他）
- (4) 研修会
- (5) 親睦会
- (6) その他

#### 4. 入会形式

- (1) 保護者と教職員
- (2) 会費負担
- (3) 全員参加と任意参加

#### 5. 執行部（役員）

- (1) 会長
- (2) 副会長（P代表と校長の場合が多い）
- (3) 書記
- (4) 会計（学校の事務長も参加）
- (5) 監事（会計監査）
- (6) 常任委員

#### 6. 執行部の選出

- (1) 立候補・選挙方式
- (2) 推薦委員会による推薦
- (3) 学校側の推薦

#### 7. 活動日

○休日か平日か

#### 8. PTA 活動は教職員にとっては公務（校務）

- (1) PTA 活動は私的活動になってはいるが、教職員にとっては公務であり校務
- (2) 休日や時間外に活動をして、教職員は賃金や代休はもらえない
- (3) 活動中に事故が発生しても、基本的には公務災害の対象にならない

#### 9. 問題点

- (1) 役員の成り手が少ない
- (2) 父親の参加が少ない
- (3) 役員のボス化
- (4) 予算の不明瞭化
- (5) 学校の下請け機関化
- (6) 広報誌の検閲問題
- (7) その他

10. これからの PTA のありかた

- (1) PTA は学校の下請け・金銭負担機関であってはならない
- (2) PTA を通じて保護者と教職員が協力して子どもの教育を担う
- (3) 保護者と教職員は本来対等な関係
- (4) PTA は教育に関するすべての事項に関して話し合いができる場
- (5) PTCA への発展

**参考文献**

- (1) 宮原誠一『PTA 入門』国土社 1967年
- (2) 坂本秀夫『PTA の研究』三一書房 1988年
- (3) 岩竹美加子『PTA という国家装置』青弓社 2017年
- (4) 今関明子・福本靖『PTA のトリセツ』世論社 2019年